

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2024年11月11日	
【会社名】	オーベクス株式会社	
【英訳名】	AuBEX CORPORATION	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗原 則義	
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国四丁目31番11号	
【電話番号】	03(6701)3200(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 塚越 孝弘	
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国四丁目31番11号	
【電話番号】	03(6701)3200(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 塚越 孝弘	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	113,620,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年11月11日、当社発行の普通株式の一部について、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により自己株式の取得を行いました。また、2024年11月11日付で半期報告書を提出したことに伴い、2024年11月8日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 追完情報

第3 自己株式の取得状況

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部 【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

当社は、2024年11月8日付の取締役会において、以下のとおり、当社発行の普通株式の一部につき、会社法第459条第1項の規定による当社定款第40条の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 120,000株(上限)
(2024年9月30日現在の普通株式に係る発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合：3.90%)
- (3) 株式の取得価額の総額 145,320,000円(上限)
- (4) 取得日 2024年11月11日
- (5) 取得方法 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付

(訂正後)

当社は、2024年11月8日付の取締役会において、以下のとおり、当社発行の普通株式の一部につき、会社法第459条第1項の規定による当社定款第40条の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 120,000株(上限)
(2024年9月30日現在の普通株式に係る発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合：3.90%)
- (3) 株式の取得価額の総額 145,320,000円(上限)
- (4) 取得日 2024年11月11日
- (5) 取得方法 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付

当社は、上記決議に基づき、2024年11月11日、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により、当社普通株式120,000株について、取得価額の総額を145,320,000円とする自己株式の取得を行いました。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合 (%)
昭和化学工業株式会社	東京都港区赤坂二丁目14番32号	471,435	15.40	471,435	15.52
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7番18号	445,600	14.55	445,600	14.67
若築建設株式会社	東京都目黒区下目黒二丁目23番18号	423,209	13.82	423,209	13.93
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番21号	269,660	8.80	364,660	12.01
オーベクス取引先持株会	東京都墨田区両国四丁目31番11号	113,100	3.69	113,100	3.72
株式会社みすほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	95,432	3.12	95,432	3.14
大塩 学而	長野県松本市	67,500	2.20	67,500	2.22
栗原 則義	千葉県八千代市	57,900	1.89	57,900	1.91
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	56,600	1.85	56,600	1.86
オーベクス従業員持株会	東京都墨田区両国四丁目31番11号	55,533	1.81	55,533	1.83
計		2,055,969	67.14	2,150,969	70.82

(前略)

2. 上記のほか当社所有の自己株式12,951株(2024年9月30日現在)であります。2024年11月8日の取締役会において、当社普通株式120,000株を上限として、本日(2024年11月8日)の終値で、2024年11月11日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において自己株式の買付けの委託を行うことを決議しております。上限である120,000株を取得した場合、当社所有の自己株式は、割当後37,951株となります。
3. (略)
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年9月30日現在の総議決権数30,620個に2024年11月11日の自己株式取得により減少する議決権数1,200個と本自己株式処分により増加する議決権数950個を加えた数で除した数値であります。ただし、減少する議決権数1,200個は、上記(注)2に記載の自己株式の買付けにおいて上限株式数120,000株を取得した場合の個数を使用しており、実際の取得株数により変動いたします。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
昭和化学工業株式会社	東京都港区赤坂二丁目14番32号	471,435	15.40	471,435	15.52
株式会社麻生	福岡県飯塚市芳雄町7番18号	445,600	14.55	445,600	14.67
若築建設株式会社	東京都目黒区下目黒二丁目23番18号	423,209	13.82	423,209	13.93
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海一丁目8番21号	269,660	8.80	364,660	12.01
オーベクス取引先持株会	東京都墨田区両国四丁目31番11号	113,100	3.69	113,100	3.72
大塩 学而	長野県松本市	67,500	2.20	67,500	2.22
栗原 則義	千葉県八千代市	57,900	1.89	57,900	1.91
オーベクス従業員持株会	東京都墨田区両国四丁目31番11号	55,533	1.81	55,533	1.83
大田 昭彦	東京都立川市	53,200	1.74	53,200	1.75
青木 勇	神奈川県川崎市中原区	49,000	1.60	49,000	1.61
計		2,006,137	65.52	2,101,137	69.18

(前略)

2. 上記のほか当社所有の自己株式12,951株(2024年9月30日現在)ではありますが、2024年11月8日の取締役会において、当社普通株式120,000株を上限として、本日(2024年11月8日)の終値で、2024年11月11日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において自己株式の買付けの委託を行うことを決議しております。この結果、120,000株を取得したため、当社所有の自己株式は、割当後37,951株となります。
3. (略)
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2024年9月30日現在の総議決権数30,620個に2024年11月11日の自己株式取得により減少した議決権数1,200個と本自己株式処分により増加する議決権数950個を加えた数で除した数値であります。
5. 上記(注)2に記載の自己株式立会外買付取引において、株式会社みずほ銀行より、同社が保有する当社普通株式92,500株、三井住友信託銀行株式会社より、同社が保有する当社普通株式27,500株を売却した旨の連絡を受けております。このため、株式会社みずほ銀行及び三井住友信託銀行を上記大株主の状況から除外しております。

第三部 【追完情報】

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

第3 自己株式の取得状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第139期)の提出日以後、「本有価証券届出書の訂正届出書」提出日(2024年11月11日)までの自己株式の取得等の状況は以下のとおりです。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況(対象期間：2024年11月11日)

区分	株式数(株)		2024年11月11日現在
			価額の総額(円)
取締役会(2024年11月8日)決議状況(取得期間 2024年11月11日)		120,000	145,320,000
対象期間における取得自己株式(取得日)	11月11日	120,000	145,320,000
計	—	120,000	145,320,000
対象期間末現在の累計取得自己株式		120,000	145,320,000
自己株式取得の進捗状況(%)		100.0	100.0

(注) 1. 2024年11月8日開催の取締役会において、以下のとおり、当社発行の普通株式の一部につき会社法第165条第2項の規定による当社定款第7条の定めに基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 120,000株(上限)

(2024年9月30日現在の普通株式に係る発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合：3.90%)

(3) 株式の取得価額の総額 145,320,000円(上限)

(4) 取得日 2024年11月11日

(5) 取得方法 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

対象期間末日における保有状況	株式数(株)	
発行済株式総数		3,092,623
保有自己株式数		132,951

(注) 上記保有自己株式数は、2024年9月30日現在の保有自己株式数12,951株に上記自己株式取得により取得した株式数を加算した数値を記載しております。ただし、2024年10月1日以降の単元未満株式の買取・買増分は含んでおりません。

第四部 【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第139期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月25日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第139期)	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	2024年6月25日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第140期中)	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	2024年11月11日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月8日

オーベクス株式会社
取締役会 御中

監査法人グラヴィタス

京都府京都市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 本 良 治

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯 田 一 紀

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオーベクス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーベクス株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手すると判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。